

2008年7月16日

北海道大学  
総長 佐伯 浩 殿

北海道大学教職員組合  
執行委員長代行 東山 寛

## 林業技能補佐員の待遇改善に関する団体交渉申入れ書

北方生物圏フィールド科学センターに所属する林業技能補佐員は、契約職員として、研究施設の設置や管理、長期間にわたるモニタリングなど、研究林における教育・研究の柱となる業務を担っている。このような仕事は、肉体的に大変で危険を伴うにもかかわらず、林業技能補佐員の雇用条件は悪く、さらに、一年契約を繰り返すという雇用形態のため、給与の頭打ち、日給月給制での雇用など、低待遇となっている。

一方で、政府はパート・派遣労働者や契約社員保護の必要性を認め、パート労働法を改正するなどの施策を行っている。特に、パート労働法の改正では、パート労働者のみならずその他の非正規の労働者の保護の必要性から、パート労働法付帯決議(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院厚生労働委員会))を示し、契約職員の正規職員への登用など、待遇改善を求めている。このような状況のもとで、林業技能補佐員の待遇改善に関して、下記の通り要求する。速やかに団体交渉に応じられたい。

### 要求項目

1. 林業技能補佐員のうち希望者に対して正規職員への登用を制度化すること。
2. 林業技能補佐員の実質的な雇用の継続性に鑑み、退職金について支給基準を正規職員と同様にする。また、6月期手当の支給基準を正規職員と同様にする。
3. ほとんどの林業技能補佐員に適用されている基本給与の頭打ちを撤廃すること。また、頭打ちによって生じている、補佐員間での待遇格差は、同一業務同一賃金の観点から問題であり、この点からも頭打ちを撤廃すること。
4. 平成18年基本給切替えの際、2級12号俸→2級40号俸と切り替えられている。これは、基本給与額の引き下げを伴い不利益変更であるにもかかわらず、当時、職員に対して何ら説明がなかった。従ってこの変更は不当であり、18年度にさかのぼって、引き下げ分を支給すること。
5. 研究林の所在地の多くは、公共交通機関の便が悪く、自家用車での通勤を余儀なくされている。昨今の燃料費高騰に鑑み、自家用車利用の通勤手当を増額すること。

以上